

宮本伸一 通信

最近の公明新聞より、注目の記事を紹介いたします。

未婚ひとり親 負担軽減

与党税制改正大綱が決定

自民、公明両党は12日、与党政策責任者会議で2020年度与党税制改正大綱を決定した。これに先立ち公明党は、政務調査会の全体会議と部会長会議、税制調査会総会の合同会議を開き、大綱を了承した。大綱では、子どもの貧困対策や中小企業、地方への支援を重視。所得税や住民税を軽減する「寡婦(夫)控除」の対象を拡大し、未婚のひとり親も受けられるようにするほか、中小企業などの生産性向上を図るため、ベンチャー企業への投資を促す税制の創設も盛り込んだ。



20年度与党税制改正大綱などを決定した与党政策責任者会議
=12日 衆院第2議員会館

中小の生産性向上後押し

地方移転に優遇 新たな雇用創出

与党税制改正大綱の骨子

- ▷ 未婚のひとり親に寡婦(夫)控除適用
- ▷ 生産性向上に向け、ベンチャーに投資した中小企業などの法人税軽減
- ▷ 「5G」の設備投資で法人税軽減
- ▷ 「地方拠点強化税制」を2年間延長
- ▷ 所有者不明土地の使用者に固定資産税を課税
- ▷ 老後の安定的な資産づくりを支援するため「NISA」の延長・拡充

「5G」整備を促進

未婚のひとり親支援は公明党が長年主張してきたもの。配偶者と離婚・死別した人などに適用される現行の寡婦控除に今回新たに未婚の人を加えた。対象範囲は、年間所得500万円(年収67.8万円)以下の世帯とし、課税対象となる所得から最大35万円を差し引く優遇措置が受けられるようになる。現在は男性だけに限られているが、男女間の格差をなくす観点から、女性にも同様の制限を設ける。企業の生産性を向上させる「オープンイノベーション税制」は、投資額に応じて企業の法人税を軽減。大企業が1億円以上の投資をベンチャー企業に行った場合、出資額の25%を課税所得から控除する。公明党の主張により、中小企業については1000万円以上投資すれば控除対象になる。投資先のベンチャー企業は設立10年未満が条件。また、次世代通信規格「5G」の普及を促進するため、通信網を整備する携帯電話事業者に対し法人税を軽減。さらに人手不足が深刻な地方において、地域の活性化や課題解決のために「ローカル(地域版)5G」を整備する中小企業や農家などの各事業者も対象に含めた。

さらに、首都圏から地方に本社機能を移転し施設整備などをした企業に減税する「地方拠点強化税制」を2年間延長。新たな雇用創出を促す。老後の資産づくりを支援するため、少額投資非課税制度「NISA」の延長や拡充も実施する。

記者会見で公明党の西田実仁税制調査会長は、未婚のひとり親への税制支援に対して「親の事情によらず、子どもの視点から見た時に違いがあつてはならない」と重要性を強調。一方で、中小企業に第三者への事業承継を促す税制措置が見送られたことについては、「地方でニーズが根強くある」とし、引き続き検討する意向を述べた。

▶▶▶ 3面に大綱のポイント

